令和２年　第７回教育委員会　会議録

日　　時	令和２年５月１４日（木）　午前１０時００分～午前１１時３０分
場　　所	向日市役所　第７会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員、中野委員
事 務 局	教育部長、副部長兼学校教育課担当課長、主席課長兼教育総務課長、主席課長兼学校教育課長、生涯学習課長、学校教育課主幹、教育総務課主席係長、教育総務課主査
議　　題	委員会諸報告 議案第８号　臨時代理について（令和２年度向日市一般会計補正予算） 議案第９号　向日市議会令和２年第２回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第６回の会議録の承認について諮る。 （全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「令和２年度向日市放課後児童クラブ入会児童数について」報告願う。
事務局	―　令和２年度向日市放課後児童クラブ入会児童数について　― 令和２年５月１日現在の入会児童数について、留守家庭児童会では合計６２０名であり、昨年度と比較して２８名増加した。 その理由として、第４留守家庭児童会と第５留守家庭児童会の入会児童数が増えたことによるものだと考えている。 【質疑等】
委員	第４留守家庭児童会の増築工事は完了したのか。
事務局	建物は令和２年４月６日に竣工しており、連絡通路は５月１８日に完了検査を行う予定である。
教育長	次に、「令和元年度いじめ調査の概要について」の報告を願う。

副部長	―　令和元年度いじめ調査の概要について　―
	まず、「１　認知、未解消、解消の件数」について、小学校での第１回調査（追跡後）の認知件数は６７８件、未解消件数は５７件となっており、昨年度と比較してやや減少している。一方、中学校の認知件数は８１件、未解消件数は２７件であり、昨年度と比較してやや増加した。
	第２回調査（追跡後）では、小学校の認知件数は５９８件、未解消件数は６４件、一方、中学校の認知件数は８７件、未解消件数は２０件となった。
	年間の学年別認知件数のグラフより、「嫌な思いはしたことがあるか」と担任から児童生徒に聞き取りをした結果、学年が上がるにつれて認知件数は減少していく傾向が見られた。
	次に「２　未解消の状況」の左図より、第１回調査時の小学校の未解消件数は６４０件であったが、１１月の追跡後は５７件まで減少した。
	また、右図において、未解消件数５７件のうち見守りは３７件、いじめの事象はないが、嫌な思いが続いているケースの要支援は１３件、いじめの行為が続き、嫌な思いをしているケースの要指導は７件である。小学校の第２回調査（追跡後）、中学校の第１回及び第２回調査（追跡後）も同様の見方である。
	「３　いじめの態様」について、小中学校共に「①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、２番目に「③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多い。
	また、小学校で３番目に「④ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする」が多く、中学校では３番目に「②仲間はずれ、集団による無視をされる」が多くなっている状況である。
	【質疑等】
委員	この調査は児童生徒を対象にしたものであり、保護者からの申出などはないのか。
事務局	本調査の数値は、児童生徒に対して事前にアンケートを行い、その後、教員が児童生徒と個別面談を行った結果の数値である。保護者からの申出等もあり、その場合、後日児童生徒から聞き取りを行っており、本調査の数値は児童生徒からの調査件数である。
委員	いじめの認知件数とは、そのいじめを受けた児童生徒と保護者が申し出たものと一致しているのか。
事務局	児童生徒は学年が上がると教員に相談がしづらいということがある。
	そのため、保護者から自分の子どもがこのような思いを受けているとの

	相談があれば、その児童生徒本人に確認をとっているので、児童生徒と保護者が申し出たものと一致しているという理解でよい。
委員	小学校における第２回調査（追跡後）の未解消件数が第１回調査（追跡後）の未解消件数よりも増えている。これは第１回目調査（追跡後）の未解消件数が解消されないまま第２回調査に継続されている場合と、第２回調査時に新たにいじめが確認された場合があり、件数が増加したと考えるが、その辺りの追跡や内訳を把握しているのか。
事務局	例えば小学校において、未解消の中でも要指導に当たる、つねるや触る等の行為が繰り返されていることがあり、第１回目調査（追跡後）で未解消であったものが継続して第２回調査（追跡後）でも未解消になるという状況がある。
委員	第１回調査（追跡後）の要指導７件は、第２回調査（追跡後）の要指導１１件の中にすべて含まれているのか。
事務局	４件が第２回調査時に新たに発生したものというわけではなく、７件のうち解消された分もある。 また、７件すべてが解消されて、１１件すべてが新規ということでもない。
委員	このいじめ調査の中で、外部の関係機関に繋げたり、何か特別な支援をしたりするような非常に深刻なケースはないのか。
事務局	生命に関することや財産に関することを含め、いじめをきっかけに年間３０日以上の欠席をせざるを得ない状況を重大事態と捉えており、本市において、昨年度は重大事態としての対応はなかった。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することで、いじめが深刻化せずに解消されたり、未然防止できたりしたケースもある。
教育長	引き続き、感度を高く持って取り組む必要がある。 次に、「令和元年度不登校の状況について」の報告を願う。
事務局	―　令和元年度不登校の状況について　― まず、概要の１つ目、表１とグラフ１より、令和元年度の不登校児童生徒数は小学校４５名で出現率１．５０％、中学校６１名で出現率４．１１％であった。出現率は昨年度と比べ、小学校は０．１２ポイント増加、中学校では０．２２ポイント減少となった。

	２つ目、不登校児童生徒１０６名のうち新規は４７名であり、その内訳は、小学校は２４名、中学校は２３名となっている。昨年度と比べ、小学校は２名、中学校は３名の減少であった。なお、新規とは、平成３０年度に欠席が３０日未満である児童生徒が令和元年度になって欠席が３０日を超えた場合を定義している。 ３つ目、不登校が解消した児童生徒は１４名であり、その中には学校での指導や環境の改善により不登校が解消され、例えば、特別支援学級への入級等で不登校が解消することがあった。 ４つ目、適応指導教室について、令和元年７月に水曜日から金曜日までの３日間の開室を、月曜日から金曜日の開室へと拡充した。指導員が増員し、通室している児童生徒が新しい人間関係に慣れず、当初通室しづらい時期もあったが、徐々に慣れ、出席状況も安定した様子であった。現在は１４名の児童生徒が登録している。 次に、本市の不登校の現状や課題について説明する。 まず、グラフ２の不登校数の内訳（千人率）は、平成２７年度から令和元年度の不登校数の平均値を千人率で表したグラフとなっており、中学校１年生と２年生での新規不登校数の増加が著しく、それぞれ１８名の新規不登校数が計上されている。 小学校６年生から中学校１年生にかけての場合、小学校６年生の不登校数は１６名となっており、進学後、中学校１年生になると１０名に減少したが、新規の不登校生徒が１８名出現したため、計２８名となり、１２名の不登校生徒が増加していることが分かる。 また、中学校２年生と３年生にかけての場合、不登校数は４２名と同数であるが、新規の不登校生徒が１４名増加となっている。不登校が長期化する児童生徒等の不登校を改善するのは時間がかかる。一番の課題として、新規の不登校児童生徒を減らすことが一つの対策になると考えられる。 次に表２について、令和元年度の不登校児童生徒数の変化を表しており、例えば、左側の縦軸にある中学校３年生では、右側の小１時から中３時に進んでいくと、どのような状況で不登校数が変化しているのかを表している。 表２の①において、小学校６年生から中学校１年生かけての不登校児童生徒数の増加が著しくなっている。これは中学校に入学し、学校環境が変わる中でその変化に対応できずに不登校になるいわゆる中１ギャップの課題が考えられる。 また、中学校１年生から２年生にかけても増加が多くなっており、進級や小学校から中学校へ進学するにあたりシームレスな支援が課題となっていると考えられる。 表２の②では、令和元年度における小学校の不登校出現率がどの学年においても非常に高い状況であり、過去と比較して増加しているので、不登

	校児童が出現した時の初期対応が非常に重要と考える。 　表３について、新規不登校となった３０日以上欠席している中学校１年生の過去６年間の出席状況を確認した一覧となっている。 　小学校６年生の欄を見ると、欠席が３０日を超えていないので、中学校１年生で３０日以上の欠席をしている生徒を新規としているが、２番の生徒の過去欠席状況は小学校４年生時に３３日、３番の生徒は小学校５年生時に３４日、４番の生徒は小学校４年生時に５７日であった。 　アセスメントをする中で、小学校６年生だけの欠席状況を見るのではなく、過去６年間の欠席状況を引き継ぐことが非常に重要になると考えられる。 　次に表４は、不登校生徒の過去５年間の高等学校進学率となっている。 　平成３０年度までは９０％を超えている状況であったが、令和元年度は７５％となり、今後社会的自立も含め、中学校で進路を確保し、また、不登校生徒の卒業後も支援できるようなシステムを作ることが重要と考える。 　次に表５は、令和元年度フリースクール等の民間施設活用状況となっている。令和元年１０月２５日付けの文部科学省からの通知で不登校児童生徒の支援の在り方の見直しがされた。その通知では、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく，児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて，社会的に自立することを目指す必要があること」とされている。 　本市の適応指導教室や民間施設のフリースクール等の活用も含め、学びの機会を広げていくことが社会的な自立を目指すことに繋がると思い、その点においてこれから教育委員会と民間施設のフリースクール等との連携を図る必要があると考えられる。 　以上を踏まえ、今後に向けて、未然防止の取組として３つ挙げている。 　１つ目、「①すべての児童生徒がわかる楽しい授業、すべての児童生徒の心の居場所となる学級経営」であり、児童生徒の気になる行動や様子を早期に気付くことができる教職員の育成や研修を充実させる。 　２つ目、「②「心の相談サポーター」等の効果的な活用」は、臨床心理を学ぶ大学院生を学校に配置しており、教員だけではなく、児童生徒と年齢が近い大学院生が寄り添って、不登校傾向にある児童生徒を見守っていくような活動をしている。 　３つ目、「③小中における児童生徒の状況の細かな引継ぎ」は、小学校での不登校の様子や支援の状況について６年時の状況だけでなく、低学年時の登校状況も引き継ぐ等、９年間を見通した引き継ぎを充実させる。 　次に、不登校児童生徒への取組では、４つ挙げている。 　１つ目、「④児童生徒の一人一人の状況に応じて適応指導教室やフリースクールなど多様な教育機会の確保」である。これは登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会

	的に自立することを目指すということを考えていきたい。 　また、中学校卒業後の希望進路の実現に向けた支援を担任だけではなく、学校全体で取り組み、ひきこもりの未然防止に努める。 　なお、京都府には早期支援特別班があり、中学生の段階からひきこもり傾向にある不登校生徒や保護者への家庭訪問等により、不登校生徒を高等学校への進学を支援したり、入学後も継続して支援したりする仕組みがある。 　本市では早期支援特別班の活用ができていないが、今後その仕組みを保護者に紹介しながら、適切な支援に繋げていけると考えている。 　２つ目、「⑤不定愁訴、登校渋り等への迅速で組織的な初期対応」について、登校渋りや登校渋りが疑われる場合、直ちに組織的な対応を考えていきたい。 　３つ目、「⑥不登校児童生徒への個に応じた支援及びアセスメントに基づいたチーム支援を実施」について、現在、不登校児童生徒は１０６名と多数おり、それぞれの児童生徒に対しての課題がある。どのような支援ができるかをしっかり分析した上で支援をしてくことが重要かと考えている。 　４つ目、「⑦教育相談事業（市教育相談、府スクールカウンセラーやまなび生活アドバイザー等）や関係機関との連携による長期的な不登校状況への対応」は、本市の教育相談や京都府教育委員会のスクールカウンセラー等の活用をしたり、関係機関との連携を図ったりをし、長期的な不登校の防止や対応等に繋げていきたい。 　【質疑等】
委員	表４より、令和元年度における不登校生徒の高等学校進学率は７５％とあるが、残り２５％の不登校生徒の進路状況は把握しているのか。
事務局	就職している生徒がいる。 　長期的なひきこもりで、家からなかなか出れない生徒も少数いる。
委員	高等学校進学率はそこまで重要ではなく、ひきこもりになっている状態が非常に問題であると考える。
事務局	ひきこもり状態が非常に課題だと考えている。 　また、本市では京都府の脱ひきこもり支援センターの活用ができていない状態であり、京都府全体としてもその活用ができておらず課題とされている。 　そのような支援機関に繋ぎながら社会的な自立ができていない生徒を支援する必要があると考えている。

委員	京都府早期支援特別班は以前からあったのか。
事務局	以前からあったが、昨年度から体制が変わり、各教育局単位で担当者を決めている。 不登校生徒や保護者をその早期支援特別班に繋ぎやすくなったので、今後活用できたらよいと考えている。
委員	新型コロナウイルスが原因でさらに不登校児童生徒が増えると予想する。今まで不登校ではなかった児童生徒が不登校となった時に、すぐに対応をしないと不登校が長期化すると思う。 特に、新入生の児童生徒にとって小学校や中学校は未知の世界であり、日々不安を抱えながら過ごしている。その辺りの不安が例年より強いのではないかと思うので、心のケア等の配慮が必要ではないかと考える。
委員	オンラインで勉強ができるようになったので、何故学校に行かなければならないのかと考える児童生徒がいてもおかしくはない。
委員	人とのストレスがない状態になるので、今まで対処できていたストレスに対応できなくなるのではないかと心配する。
委員	学校に登校していない児童生徒を不登校か、それとも保護者の意向で学校が再開しても登校させていないのかがあると思うので、児童生徒だけではなく、保護者も含めた支援が必要であると考える。
委員	もう一度、新型コロナウイルスによるいじめ等徹底していただきたい。
事務局	校長会を開催する中で、各小中学校長は不登校について非常に懸念されていた。現在も欠席している児童生徒については電話連絡や家庭訪問等を行っている。 また、学校教育活動再開時の不安を持つ保護者も含め、様々な対応をしなければいけないと校長会でも話があった。
事務局	再開後の不登校の未然防止を努めたい。 基本的な生活習慣の乱れによる今までにない原因で出現する新規の不登校児童生徒のことを見通しながら、家庭訪問等で児童生徒の顔を見るだけでなく、言葉掛けを行ってその返事の様子を読み取る。その様子を情報として保有し、児童生徒が再登校する際の対応に活かしたい。 また、人権のことについての対応もしっかりしていきたい。
教育長	次に、「学校教育活動の段階的再開について」の報告を願う。

事務局	―　学校教育活動の段階的再開について　― 向日市立小中学校における教育活動を段階的に再開すべく、以下のとおり検討しているので報告する。 まず、「１　教育活動再開に向けて」より、①、②を経て③の教育活動全面再開を目指す。各実施時期については、国の緊急事態宣言及び京都府の緊急事態措置の見直し等を踏まえ、決定をしていきたいと考えている。 次に、③の全面再開に至るまでの段階を説明する。 ①の段階について、現在、一斉臨時休業期間中であり、授業日ではないが、週に２回の登校日を設けることを検討している。 目的は、基本的な生活習慣を整えることであり、６時間の授業をすぐに再開するのではなく、まずは学校に行くという生活習慣を大事にしていきたい。 臨時休業期間中の学習課題について、なかなか一人で学習を進められない児童生徒もいるので、その学習課題の支援等、再開に向けた準備期間としての段階としたいと考えている。 なお、その登校の仕方は分散登校とし、例えば、一教室に４０人の学級であれば４０人全員を登校させるということではなく、小学校は地区別、中学校は学級の登校人数を半分程度に抑える。 さらに、５月２６日から２９日の期間のうち２６日に登校した児童生徒は２７日が休みとなり、２８日に登校するという隔日登校を考えている。 登校した児童生徒の在校時間は午前中の２時間程度とする。 ②の段階について、６月１日から７日まで短縮時間割による段階的な再開を検討している。 この段階では全員登校であり、午前中の４時間授業とする。 この①と②の段階を経て、感染症の状況を見ながら学校行事等を精選し、６月８日から③の全面再開していきたい。 給食の再開は、６月８日からの全面再開になってからとする。なお、小学校１年生については６月９日からしていく。 学習支援について、当初予定していた夏季休業であると、特に小学校６年生と中学校３年生の授業の日数が少し足りない状況であるため、夏季休業期間を縮小して授業を回復する。 「２　夏季休業期間の変更について」は、８月５日から１８日までとする。なお、夏季休業期間を短縮することによって、国が定めている標準時数から、やや下回る程度であり、授業内容は現時点で補えると考えている。 「３　その他」、さらに今後検討をする必要があるものとして、再開後の学校行事の精選がある。 部活動あるいはその部活動での大会や発表であったり、修学旅行や職場体験活動であったりと様々な学校行事がある。これについて、現時点での対応を考えていくのか、その時々の状況で判断をするのか、時期をずらして行事を行うのか、あるいは時期はずらさないが人数を制約して行うのか

	等、感染症の状況を踏まえ、適切な時期に判断し対応したい。 【質疑等】
委員	午前中２時間とは、何時からになるのか。
事務局	９時から１時間目を開始し、小学校の授業時間を４０分、中学校は４５分とする。休憩時間を入れて２時間の在校時間とするので、午前１１時過ぎには下校することになる。 なお、概ね児童生徒の登校時間が変わることはない。
委員	例えば、５月末まで緊急事態宣言が継続した場合、その期間中は学校に自分の子どもを行かせたくないという保護者への対応と、その期間中の留守家庭児童会での対応についてどのような予定をしているのか。
事務局	小学校の受入体制について、現在も対応しているところであり、並行して午前８時３０分から午後１時３０分までの対応を継続する。また、午後１時３０分からは留守家庭児童会に引き継ぐ形で５月３１日まで対応する予定である。
教育長	登校しない選択はあるのか。
事務局	この臨時休業期間中の授業日ではないというこの設定の意図は、基本的な生活習慣を整えること、臨時休業中の学習課題の支援など、再開に向けた準備期間である。そのため、希望者のみの登校としている。
委員	６月１日から７日までの１週間は、留守家庭児童会で午後からの受入予定はしているのか。
事務局	６月１日から午後の受入を予定している。
委員	全保護者に対しての通知は、いつ頃予定をしているのか。
事務局	国や京都府の対応が新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえたものとなるため、最短で５月１５日の遅くになるかと考えている。
委員	保護者へのその通知の手段は何を使うのか。
事務局	通知文をホームページに掲載し、緊急メールで掲載のお知らせを配信す

	る。 　なお、全保護者がその緊急メールの登録をしていないので、併せて全家庭に通知文を配付する。
委員	三つの密の話があるが、全面再開になった時に、一教室が狭いという感覚がある。何か一教室の広さを定めているのか。 　また、適切な距離を保つために、小学校及び中学校はどのような対応を考えているのか。
事務局	安心・安全な学校環境づくりを早急に進めることが最も大事であると考えている。 　新たに国が示した新しい生活様式等も踏まえながら、家庭で登校前に検温や健康観察等をお願いする。 　各小中学校では、児童生徒に検温結果の確認と問診等を含めて健康観察を行う。 　また、差別的な発言や言動への指導、給食の配膳指導、給食の後片づけの指導やグラウンドに行った後の指導等、様々な指導が山積みである。それらの指導を徹底しないと学校教育活動が再開できないのは前提である。 　ご指摘いただいた一定の距離は、新しい生活様式では２メートルとされている。 　なお、２メートルとは飛沫が飛ばない距離であり、現在のところ２メートルの空間を確保するのは難しい。環境整備を模索しながら換気や手洗い等、最大限できる予防を徹底していきたい。
委員	授業中はマスクの着用をしているのか。
事務局	児童生徒、教職員も含めて教室内での着用は必須としたい。
委員	音楽の授業はできないのか。
事務局	地域によっては窓を開けて歌うことを可能としている学校もあるが、それをすると地域からの苦情がある地域もある。 　ただし、リコーダーであれば指使いの指導をし、音を出すのは家で行う等、家庭学習とも連携を図りながら進めていく。全く何もしないということではなく、すべてに工夫が必要であると考える。
委員	分散登校において、中学校は学級の登校人数を半分とは、おそらく配席が名簿順となっているので、席を一つ置きにして登校人数を半分にしているということか。

事務局	自席での活動を基本としたいので、名簿番号の奇数と偶数で分けるのが適切ではないかと考えている。
教育長	学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会でも提言されているように、学校における感染リスクをゼロにするという考え方では、学校教育活動の再開は困難であるので、そのリスクを可能な限り低減させた上で再開をする。
教育長	次に、議案第８号「臨時代理について（令和２年度向日市一般会計補正予算）」を上程する。 この議案については公開することにより、今後の市議会での審議への影響も考えられるため、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 （全員挙手）
教育長	全員挙手により秘密会とする。 （以下秘密会）
教育長	議案第８号「臨時代理について（令和２年度向日市一般会計補正予算）」の採決を行う。 （全員挙手）
教育長	議案第８号は承認された。 次に、議案第９号「向日市議会令和２年第２回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」を上程する。 この議案についても公開することにより、今後の市議会での審議への影響も考えられるため、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 （全員挙手）
教育長	全員挙手により秘密会とする。 （以下秘密会）
教育長	議案第９号「向日市議会令和２年第２回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」の採決を行う。 （全員挙手）

教育長	議案第９号は承認された。 秘密会を解く。 （以上秘密会）
教育長	閉会宣言

令和２年第７回教育委員会

令和２年５月１４日（木）
午前１０時００分から
向日市役所　第７会議室

１　開　　会

２　会議録の承認について

３　議　　案

委員会諸報告

・令和２年度向日市放課後児童クラブ入会児童数について
・令和元年度いじめ調査の概要について
・令和元年度不登校の状況について
・学校教育活動の段階的再開について

議案第８号　臨時代理について（令和２年度向日市一般会計補正予算）

議案第９号　向日市議会令和２年第２回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について

・向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
・令和元年度向日市一般会計補正予算について
・令和２年度向日市一般会計補正予算について

４　閉　　会

令和２年度 向日市 放課後児童クラブ
入会児童数について（5月1日現在）

令和2年5月1日

生 涯 学 習 課

（留守家庭児童会）　　（民間）

	第1	第2	第3	第4	第5	第6	合計	もずめクラブ	総計
合計	113	109	74	130	146	48	620	34	654
1年生	37	26	24	42	48	18	195	10	205
2年生	33	19	16	37	30	13	148	22	170
3年生	25	27	11	24	32	9	128	2	130
4年生	12	20	12	22	23	8	97	0	97
5年生	6	8	6	4	10	0	34	0	34
6年生	0	9	5	1	3	0	18	0	18

【参考】令和元年度入会児童数(5/1現在)

	第1	第2	第3	第4	第5	第6	合計	もずめクラブ	総計
合計	123	115	68	117	122	47	592	30	622
1年生	35	23	20	39	30	17	164	26	190
2年生	38	34	14	36	41	12	175	1	176
3年生	22	27	13	30	29	9	130	3	133
4年生	18	12	12	10	15	8	75	0	75
5年生	10	12	6	1	4	0	33	0	33
6年生	0	7	3	1	3	1	15	0	15

令和元年度　いじめ調査の概要について

<第1回調査(7月)➡追跡(11月)➡第2回調査(11月)➡追跡(2月)>

向日市教育委員会
令和２年5月14日

令和元年度に実施した「いじめ調査」の概要は、以下のとおりです。

1　認知、未解消、解消の件数

小学校:人　2992　中学校:人　1478

	第１回調査（追跡後）				第２回調査（追跡後）				年間	
	小学校		中学校		小学校		中学校		合計	
	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1
認知件数	764	678	82	81	688	598	100	87	1634	1444
未解消件数	75	57	15	27	67	64	5	20	162	168
解消	689	621	67	54	621	534	95	67	1472	1276

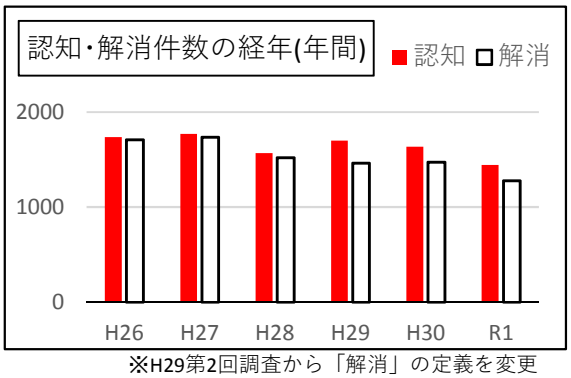

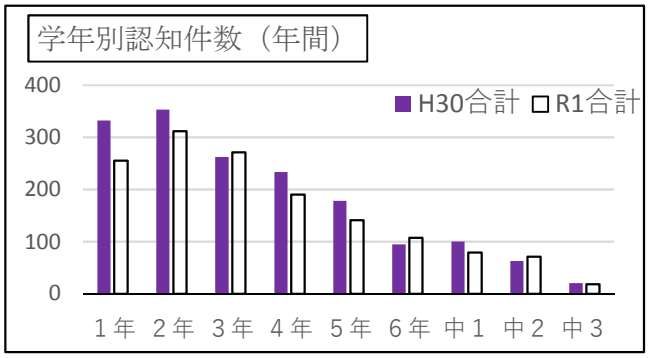

※H29第2回調査から「解消」の定義を変更

2　未解消の状況

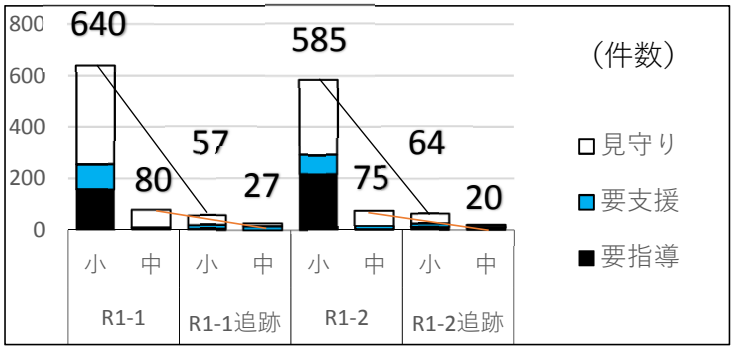

	１回目追跡後		２回目追跡後	
	小学校	中学校	小学校	中学校
認知	678	81	598	87
未解消	57	27	64	20
見守り	37	12	39	9
要支援	13	15	14	3
要指導	7	0	11	8
解消	621	54	534	67

3　いじめの態様　（第2回調査のみ）

	小学校		中学校	
	H30	R1	H30	R1
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	830	692	100	112
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	284	240	24	23
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	433	371	26	33
④ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	279	259	12	12
⑤ 金品をたかられる。	24	27	3	2
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	80	108	8	8
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	170	234	13	18
⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	14	15	10	10
⑨ その他	167	77	8	10

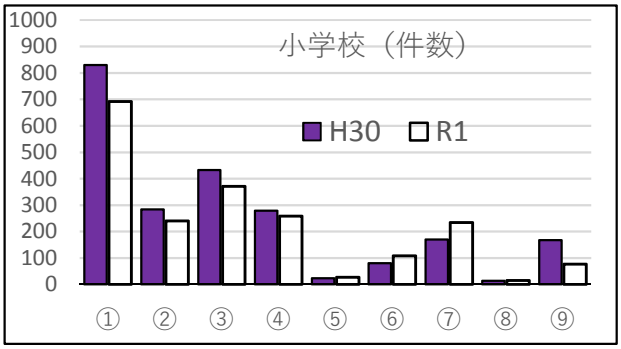

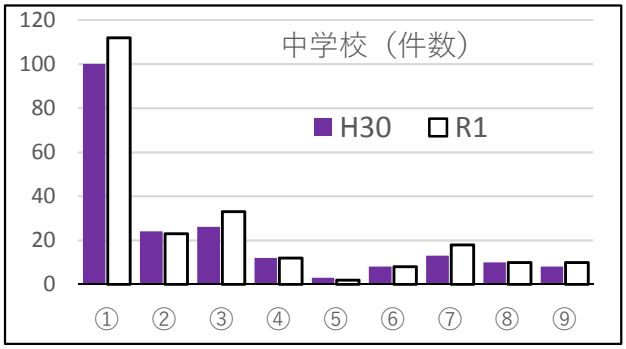

諸報告資料

令和元年度不登校の状況について

令和２年５月 14 日
学校教育課

１　概要

①令和元年度の不登校児童生徒数は小学校 45 名（出現率 1.50%）中学校 61 名（出現率 4.11%）であり、出現率は昨年度と比べ小学校では 0.12 ポイント増加、中学校では 0.22 ポイント減少している。（表 1）（グラフ１）
②不登校児童生徒 106 名のうち新規は 47 名（小学校 24 名、中学校 23 名）である。昨年度の新規不登校児童生徒と比べ、小学校は２名減で、中学校は３名減であった。（表 1）（グラフ１）
③不登校児童生徒の中でも学校での指導や環境の改善（特別支援学級入級など）により、不登校が解消する例もみられた。
④適応指導教室を水～金曜日の３日間開室を月～金の全曜日開室へ拡充した。新しい指導員や通室生徒の人間関係から通室しづらくなった児童生徒もいたが、徐々に慣れていき、出席も安定してきた。（平均出席人数 3.7 人）

不登校児童生徒数

（表１）

年度	小学校計	中学校計	総合計
27	21(12)	47(25)	68(37)
28	26(15)	61(30)	87(45)
29	28(16)	55(26)	83(42)
30	42(26)	64(26)	106(52)
R1	45(24)	61(23)	106(47)

（　）内は新規不登校児童生徒

不登校出現率

（グラフ１）

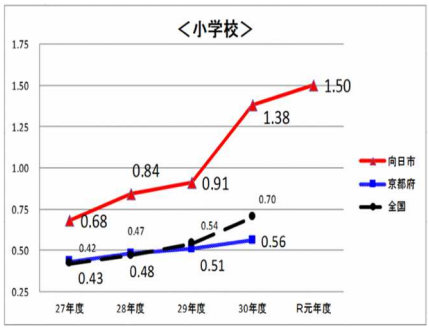

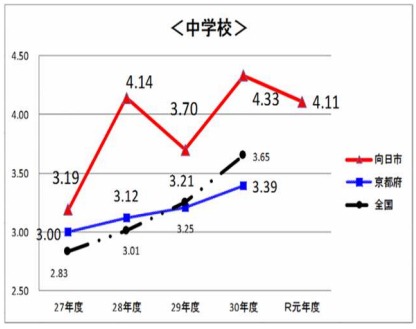

不登校数の内訳（千人率）

（グラフ２）

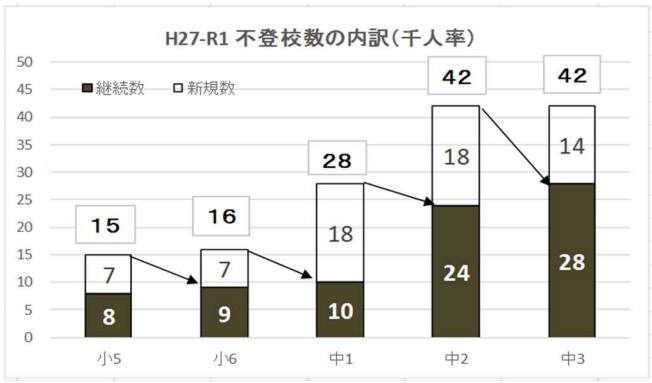

◆H27 年度から R 元年度の不登校数の平均値を千人率で表すと、中 1、中 2 での新規不登校数の増加が著しい（18 名の増加）。この増加は、小６から中１にかけての場合で考えると、不登校児童 16 名は進学後に 10 名となり６名減となっているが、新規の不登校生徒が 18 名出現しているため、結果として 12 名増加となる。中２から中３にかけての場合であると、不登校生徒数は同数であるが、新規が 14 名増加している。→　＜新規の不登校を未然に防止することが必要＞

（表２）

令和元年度不登校児童生徒数変化

R元年度	小1時	小2時	小3時	小4時	小5時	小6時	中1時	中2時	中3時
高2	0	1	1	1	2	5	11	20	23
高1	2	2	0	2	3	4	13	18	27
中3	1	1	1	3	2	8	14	20	20
中2	3	2	5	8	8	10	17	23	
中1	0	2	3	2	9	12	18		
小6	4	2	4	5	9	11			
小5	2	2	1	9	14				
小4	2	1	4	4					
小3	2	5	7						
小2	3	5							
小1	② 4								

①中学校入学後の不登校生徒数の増加が多く、いわゆる中１ギャップの課題が考えられる。また、中１から中２にかけても増加が多い。
→＜シームレスな支援＞

②小学校での不登校児童数が昨年度に引き続き多い状況である。→＜初期対応の徹底＞

平成 30 年度中学１年生新規不登校の小学校の状況について（**表３**）

No	欠席日数						
	中１	小６	小５	小４	小３	小２	小１
1	56	11	9	16	16	3	2
2	126	26	20	33	10	19	16
3	91	25	34	21	2	5	4
4	52	10	26	57	12	2	2
5	86	3	3	1	1	0	0
6	87	9	10	4	1	3	3
7	30	14	0	7	0	0	6
8	32	21	4	0	0	2	9
9	97	5	2	1	0	1	4

※中１で新規不登校となった生徒の６年間の出席状況を確認すると、過去に３０日以上の欠席の状況があった生徒がいることが判明

不登校生徒進路について

高等学校進学率（定時・通信制含む）（**表４**）

年度	不登校生徒	市全体
令和元年度	75%	99.6%
平成 30 年度	96%	99.8%
平成 29 年度	96%	99.0%
平成 28 年度	100%	99.0%
平成 27 年度	91%	99.8%

（**グラフ３**）

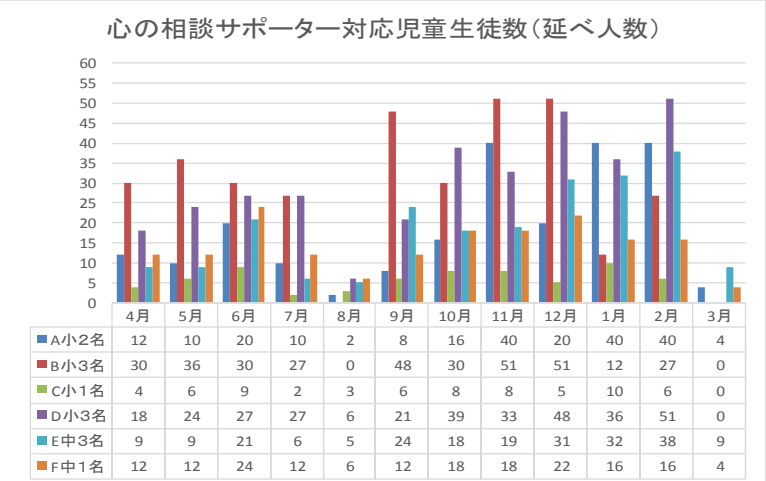

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A小2名	12	10	20	10	2	8	16	40	20	40	40	4
B小3名	30	36	30	27	0	48	30	51	51	12	27	0
C小1名	4	6	9	2	3	6	8	8	5	10	6	0
D小3名	18	24	27	27	6	21	39	33	48	36	51	0
E中3名	9	9	21	6	5	24	18	19	31	32	38	9
F中1名	12	12	24	12	6	12	18	18	22	16	16	4

（**表５**）

令和元年度フリースクール等の民間施設活用状況

No	施設名	活用人数
1	ヴィキッズ	６名
2	京都つくば開成高等学校 不登校相談支援センターなごみの教室	１名
3	ほっとハウス（京都府教育委員会認定）	１名
4	学校法人角川ドワンゴ学園 Ｎ中等部	１名

２　今後に向けて

◆未然防止の取組

①すべての児童生徒がわかる楽しい授業、すべての児童生徒の心の居場所となる学級経営

・児童生徒の気になる行動や様子を早期に気付くことができる教職員の育成や研修を充実させる。

②「心の相談サポーター」等の効果的な活用（グラフ３）

・担任だけでなく、複数人で児童生徒へのきめ細かな支援を実施する。

③小中における児童生徒の状況の細かな引継ぎ（表２、表３）（グラフ２）

・小学校での不登校の様子や支援の状況について６年時の状況だけでなく、低学年時の登校状況も引き継ぐなど、９年間を見通した引き継ぎを充実させ、中１ギャップの予防に努める。

◆不登校児童生徒への取組

④児童生徒の一人一人の状況に応じて適応指導教室やフリースクールなど多様な教育機会の確保（表４）（表５）

・登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す。

・中学校卒業後の希望進路の実現に向けた支援を学校全体で取り組み、ひきこもりの未然防止に努める（京都府早期支援特別班の活用）

⑤不定愁訴、登校渋り等への迅速で組織的な初期対応（早期に欠席理由を明らかにする）

・登校渋りや登校渋りが疑われる場合、直ちに不登校対策チームの立ち上げ、組織的な指導を充実させる。

⑥不登校児童生徒への個に応じた支援及びアセスメントにもとづいたチーム支援を実施

⑦教育相談事業（市教育相談、府スクールカウンセラーやまなび生活アドバイザー等）や関係機関との連携による長期的な不登校状況への対応

諸報告資料

学校教育活動の段階的再開について

向日市教育委員会
令和２年５月 14 日

向日市立小中学校における教育活動を段階的に再開すべく、以下のとおり検討しておりますので報告します。

【検討案】

1　教育活動再開に向けて
①、②を経て③の教育活動全面再開を目指す。各実施時期については、国の緊急事態宣言及び京都府の緊急事態措置の見直し等を踏まえ、決定する。

①一斉臨時休業期間中（授業日ではない）
「令和２年５月２６日（火）から同２９日（金)」
※週に２回の登校日を設ける。
※基本的な生活習慣を整えること、臨時休業中の学習課題の支援など、再開に向けた準備期間とする。
※分散登校（小学校は地区別、中学校は学級の登校人数を半分）に加え、隔日で登校
※児童生徒の在校時間は、午前中２時間（給食なし）

②短縮時間割等による段階的再開
「令和２年６月１日（月）から同７日（日）まで（１週間)」
※児童生徒全員登校
※午前中授業（４時間授業）

③全面再開
「令和２年６月８日（月）から」
※感染症の状況を見ながら学校行事等を精選
※給食は６月８日から開始（小学生第１学年は９日から開始）

2　夏季休業期間の変更について
※夏季休業期間を縮小し、授業を回復する。
<変更前>
令和２年７月２１日（火）から同８月２５日（火）まで

⇩

<変更後>
『令和２年８月５日（水）から同８月１８日（火）まで』

3　その他
今後、以下の（１)、（２）について具体的内容を検討予定
（１）再開後の学校行事の精選

（２）部活動の再開時期等